

国民年金

こんなときは、 届出が必要です！

国民年金は、国籍に関係なく日本在住で厚生年金等に参加していない、20歳以上60歳未満の人が加入しなければならない制度です。

被保険者種別が変わった場合や、退職した場合は届け出が必要です。

また、20歳到達後に2週間ほど経過しても『国民年金加入のお知らせ』が届かない場合にも加入手続きが必要です。

届け出されなかった場合は、年金が受け取れないことや、年金額が少なくなる場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

- 届け出に必要なもの
基礎年金番号または個人番号がわかるもの
- 問い合わせ
釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810
役場保険医療係

制度

児童手当の現況届を 提出してください

問い合わせ
子育て施策推進係
53-3333

毎年6月に提出いただいていた児童手当の現況届が不要になりましたが、次の条件に該当する人は引き続き提出が必要になります。

該当する人には書類を送付しますので、必要事項を記入し、忘れずに手続きをしてください。

また、該当する人で書類が届いていない場合は、ご連絡ください。

● 提出対象者／

①離婚協議中で配偶者と別居している人

②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が厚岸町と異なる人

- ③支給要件児童の戸籍がない人
- ④法人である未成年後見人、里親や施設などの受給者の人
- ⑤その他、厚岸町から現況届の提出の案内があった人（児童を別居監護している受給者を含む）
- 提出期限／6月30日（金）
- 提出場所／保健福祉総合センター

子育て世帯生活支援 特別給付金を支給します

問い合わせ
子育て施策推進係
53-3333

国では、食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得者の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

● 支給額／1人あたり5万円

● 対象児童／平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童（0歳から18歳未満）

※特別児童扶養手当の対象である障がい児は、平成15年4月2日生まれ以降の児童（20歳未満）

● 対象者／次のいずれかに該当する人

▽令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者（支給済み）

▽令和5年度住民税均等割が非課税の人（平成17年4月2日から平成20年4月1日に生まれた児童を養育する人は申請必要）

▽令和5年1月以降の収入が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税相当にあると認められる人（申請必要）

● 申請期間／令和5年6月1日から令和6年2月29日

※令和6年3月分の児童手当等の認定請求などをした場合は、令和6年3月15日まで

● 申請先／保健福祉総合センター

太陽光発電システムの 保守点検をしましょう

問い合わせ
商工雇用係

町では住宅用太陽光発電システムを設置する人に奨励金を交付しています。

太陽光発電システムを設置した場合、2017年4月からの改正FIT法施行により、保守点検と維持管理に係る実施計画の策定、実施が義務づけられています。

● 保守点検のメリット

▽故障による売電収入の減額防止
▽金具の緩みによるパネル飛散防止
▽電線を留めている部分の緩みによる火災発生防止など（厚岸町においても、太陽光パネルからの火災が発生しています）

● 点検方法

▽目視点検（太陽電池パネルなどを目視で確認）

▽測定点検（システムの数値を計測）

● 点検時期の目安

▽設置から1年後▽以降4年に1度
▽右記以外の目安として、メーカー保証や出力保証が切れる前

詳しくは、システム設置業者に相談ください。

相続登記の義務化等 が行われます

問い合わせ
用地地籍係

【相続登記の義務化】

現在、相続登記の申請は義務ではないため、長期間相続登記がされず放置され、所有者が不明となってしまう土地がたくさんあります。

このような土地が増えると、相続した不動産をすぐに売却できない、公共事業が進まないなど、私たちの暮らしに影響が出てきます。

相続登記の義務化については、令和6年4月1日から施行され、相続などにより不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申